

市議会3月定例会 人事案件1件に同意

市議会3月定例会において
人事案件1件が同意され、川
高玲子氏が4月1日付で教育
委員会委員に就任しました。

条小学校長、三芳小学校長な
どを歴任。

○川高玲子氏の略歴

昭和45年4月から教員、西



川高玲子氏
(福武甲)

市議会4月臨時会

市議会4月臨時会が12日に
開会され、一般会計補正予算
案等が上程・可決されました。
また、渡部高尚氏の後任と
して、藤田義規氏を副市長に
任命することが同意され、4
月13日付で就任しました。

副市長に

藤田義規氏を選任



藤田義規氏
(明屋敷)

○藤田義規氏の略歴

昭和46年10月に西条市役所
に入職後、福祉事務所長、高
齢介護課長、生活福祉部次長、
生活福祉部長、合併後は保健
福祉部長などを歴任し、平成
21年3月退職。61歳。

一般会計補正予算(第1回)

【環境保全対策】

○焼却設備機器制御システム
更新事業 4800万円

補正後の一般会計予算額

373億3800万円

平成22年度 子ども手当の手続きはお済みですか？

中学3年生以下の子どもを養育している保護者の方で
次の「手続きが必要な方」に該当する方は、市役所担当
課窓口で、認定請求等の手続きが必要になります。

手続きが必要となる方には4月中旬に認定請求書等を
郵送しています。届いていない場合は、担当課へご連絡
ください。公務員の方は、それぞれの勤務先で手続きを
行ってください。

手続きが必要な方

- 平成22年3月末現在、児童手当を受給していない保護者の方(必要な手続き:認定請求)
- 平成22年3月末現在、児童手当を受給していた保護者の方で、平成22年4月に中学2・3年生の子どもがいる方(必要な手続き:額改定認定請求)

手続きが不要な方

平成22年3月末現在、児童手当を受給していた保護者の方で、平成22年4月に中学1年生以下の子どもしかいない方は、新たに手続きを行う必要はありません。

手続きに必要なもの

- 受給者となる方の次のものがが必要です。
- 健康保険被保険者証または年金加入証明書(国民年金以外の方)
 - 手当の振込先口座が分かるもの
 - 認印(スタンプ印不可)

手続き期間の特例

「認定請求」や「額改定認定請求」は、平成22年9月30日までに受け付けたものに限り、特例的に4月分(または支給要件に該当した月の翌月分)にさかのぼって支給されます。

※出生や転入で新たに受給資格が発生した場合や、受給対象児童が増えた場合については、この特例は適用されませんのでご注意ください。この場合の支給開始は請求日の翌月分からとなります。

支給対象児童・額

- 支給対象児童 中学校修了前の児童(所得制限なし)
- 支給額 子ども1人につき、月額13,000円

※平成23年度における子ども手当の支給については、国の平成23年度予算編成過程において改めて検討し、その結果に基づき必要な措置を講じることとなっています。

※子ども手当制度の詳しい内容については、広報紙4月号(7ページ)または市ホームページをご覧ください。

問合せ

- 市庁舎別館女性児童福祉課 子育て支援係
TEL0897-52-1337
- 東予総合支所市民福祉課 福祉係
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所市民福祉課 市民福祉係
TEL0898-72-2111